

厚木市優良建設工事等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市が発注する工事及び工事に係る委託（以下「工事等」という）の品質及び技術の向上に資するため、工事等の成果が優良なものを表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象とする工事等は、前年度に完成したもののうち、工事にあつては請負金額が500万円以上、工事に係る委託にあつては請負金額が300万円以上のものとする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、前条に規定する表彰の対象となる工事等を完成したもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 厚木市優良表彰については、厚木市請負工事等成績評定要綱（平成20年4月1日施行。以下「評定要綱」という。）第10条に規定する評定点の合計が80点以上の工事等を行った者
- (2) 厚木市奨励表彰については、評定要綱第10条に規定する評定点の合計が、次に掲げる部門ごとにおいて最高点であつて、かつ、工事にあつては65点未満、工事に係る委託にあつては60点未満の工事等を行ったことがない者（優良表彰対象の業者がある場合は、次点とする。）

ア 建設部門

イ 管部門

ウ 電気部門

エ 造園部門

オ 測量部門

カ 設計・監理部門

キ 土木設計部門

ク 地質部門

(欠格事項)

第4条 前条の規定にかかわらず、工事等を行った年度の初日から表彰を行う日の前日までの間に厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）に基づく参加停止又は指名停止の措置の要件に該当することが判明したときは、表彰の対象としない。

(委員会の組織等)

第5条 表彰の対象工事等の審査を行うために、厚木市優良建設工事等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 3 委員長は総務部を担任する副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、厚木市契約制度等検討委員会規程（昭和 45 年厚木市訓令第 6 号）第 3 条第 3 項に規定する厚木市契約制度等検討委員会の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員会は、必要と認めるときは、工事等担当課等職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 委員会の庶務は、検査主管課が処理する。

（表彰の決定）

第 6 条 表彰を受けるものは、委員会の審査を経て、市長が決定する。

（会議）

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 厚木市優良建設工事表彰要綱(平成 19 年 4 月 13 日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 15 日から施行し、平成 27 年度以後に行う表彰について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。